

令和2年3月30日
練馬区教育委員会

区立学校の授業再開等について

練馬区は令和2年2月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づき、区立学校を3月2日から春休みまでの間、臨時休校としました。その後、文部科学省は、政府の専門家会議の提言が示した「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の3つの条件の回避を厳格に順守した上で、学校を再開するとの方針を公表しました。さらに、3月25日、東京都知事は、現下の東京都がさらなる感染拡大の重大局面にあるとの認識を示したところです。

まさに、新型コロナウイルス感染症の拡大は予断を許さない状況です。一方、学校の休校が長期に及び、一部に子供たちの気のゆるみが見られます。また、多くの皆さんから、子供たちの学習の遅れはもとより、運動不足や生活リズムの乱れによる心身の健康保持に心配の声が寄せられています。

練馬区は、児童生徒に新型コロナウイルスから身を守る意識をしっかりと持たせるためにも、子供たちの命と健康を守ることを第一に、感染防止対策の徹底を図りながら、区立学校を4月の新学期から再開することとしました。

なお、この方針は、今後の感染拡大の状況によって、また、国・東京都の対策方針に変化が見られた際などに見直しを行うことがあります。

記

- 1 区立小学校、区立中学校、区立小中一貫教育校は、4月6日（月）の新学期から、授業を再開します。なお、4月6日（月）から4月10日（金）までは午前授業とします。
授業のある日には、感染防止対策を講じた上で、給食を実施します。
- 2 教育活動の再開にあたっては、毎朝の検温、「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の3つの条件が重ならないよう徹底した対応を図ります。感染予防の観点から、一部の学校行事等を中止、または延期することがあります。
- 3 児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、14日間を目安に、当該校を休校とします。
- 4 始業式、入学式は、参加者および内容等の規模を縮小するとともに、感染防止対策を講じた上で、実施します。
- 5 区立幼稚園、保育所等保育施設および練馬こども園（長時間の預かり保育）、学童クラブ、ねりっこ学童クラブは、感染防止対策を講じた上で、4月以降も運営を継続します。
- 6 ねりっこひろば事業は4月6日（月）から、学校応援団ひろば事業は運営団体の態勢が整い次第、感染防止対策を講じた上で、再開します。